

令和4年12月

海上コンテナ 輸送の 「標準的な運賃」 活用に向けて



近畿運輸局



一般社団法人

大阪府トラック協会
海上コンテナ部会





持続可能な物流実現に向けた 「標準的な運賃」(国土交通省:令和2年4月24日)

「標準的な運賃」とは…?

「他産業よりも**労働時間が2割長く、賃金は2割低い**」トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃として国土交通省が示したものが「**標準的な運賃**」です。

平均労働時間

全産業平均なみの**2,086時間**

車両費

環境・安全面を踏まえ投資できるよう**5年**

人件費

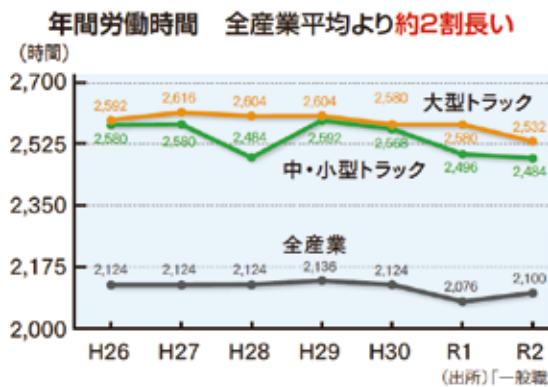
労働条件改善を目的に**全産業平均**の賃金

実車率

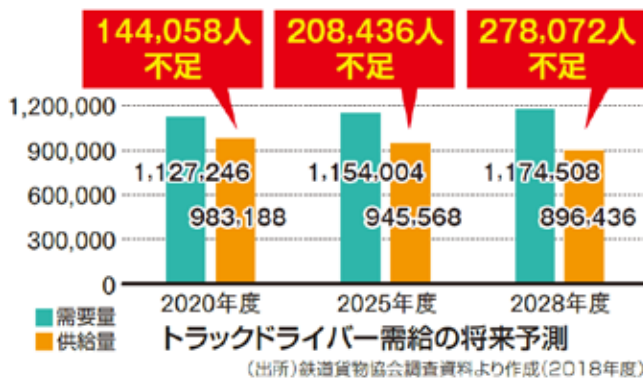
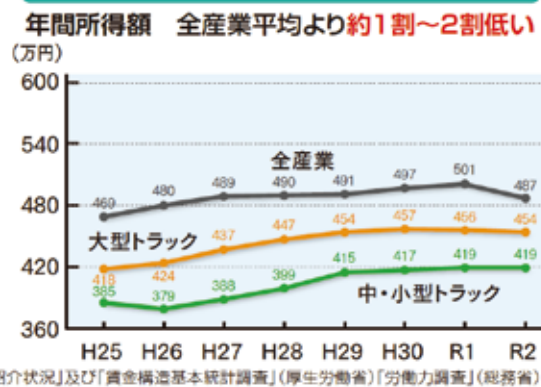
帰り荷がなくても成り立つよう**50%**

我が国の物流業界の現状

他産業と比べ長時間労働



他産業と比べ低い賃金



このままでは
物流が止まってしまう…!
法令を遵守し、**持続的に経営**をしていくためドライバー確保の原資として国が示したものが
「標準的な運賃」です!



迫り来る2024年問題…!

《年次有給休暇》

年5日の取得義務

平成31年4月より

違反すると… **30万円以下の罰金**
(労働基準法)

《時間外労働関係》

中小企業も **月60時間超の年間960時間の上限規制**

割増賃金率 **50%以上**

令和5年4月以降

違反すると… **6か月以下の懲役または30万円以下の罰金**
(労働基準法)

●荷主勧告制度

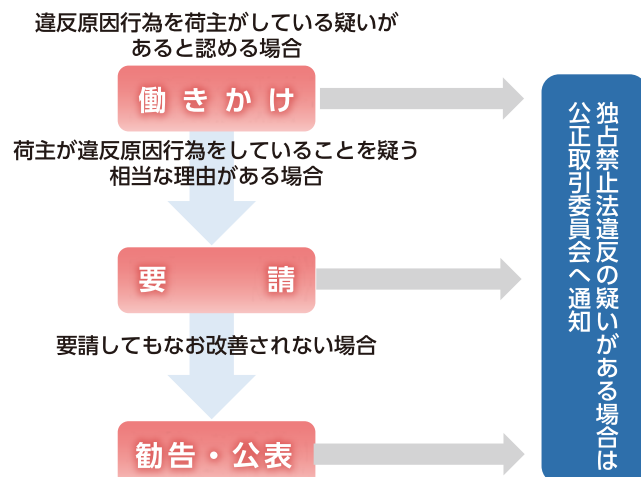
国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づき、国土交通省HPにおける意見募集窓口や、地方運輸局・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からトラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等に繋がる荷主の違反原因行為についての情報を収集し、荷主関係省庁と協力しながら、当該違反原因行為をしている疑いがあると認められた荷主に対して、貨物自動車運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために「働きかけ」を行っています。

さらに、

違反原因行為をしていることを疑う相当な理由があると認められた荷主に対しては「要請」、要請されてもなお改善されない場合は「勧告・公表」を行います。

《違反原因行為の例》

- ① 長時間の荷待ち時間が恒常的に発生・・・> 過労運転防止措置義務違反を招くおそれ
- ② 非合理的到着時間の設定・・・> 最高速度違反を招くおそれ
- ③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定・・・> 優越的地位の濫用にあたるおそれ
- ④ 重量違反等となるような依頼・・・> 過積載運行を招くおそれ





トラックドライバーの「働き方改革」に
ご理解・ご協力をお願いします！

《荷主勧告制度にかかる実例》

○場 所：中部運輸局管内 ○荷主種別：製造業（発荷主）

（令和2年8月、令和3年1月の申告内容）

「納品先が納品日前日の午後にならないと分からない」とのことで、日常的に待機時間が発生。積込が遅くなっても、到着時間は決まっており、休息8時間がとれない。



令和3年1月「働きかけ」

発荷主側が対策として、納品先からの注文締切時間を早め、
納品日前日の午前中に出荷指示、積込をする体制の徹底へ

（令和4年5月以降の申告内容）

昼過ぎからの待機が、夕方18時頃の積込になるのが常で、
積込待ちがかなり長くて、お昼に受付しても夜7時になる。



国土交通省において調査、情報との整合性を確認 令和4年8月、「要請」

発荷主において、改善計画に基づいた各種取組（「入構時間の指定」など）
に速やかに着手

（『第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会』資料より）

今後も皆さまのパートナーであり続けるため、
国民の暮らしを守り続けるために、「標準的な
運賃」へのご理解をよろしくお願いします。





『標準的な運賃』告示概要

運賃割増率	<距離制運賃> <時間制運賃>									
地 域	地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位									
車 型	バン型の車両で設定									
車 種	小型車 (2tクラス)	大型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)						
対象となる 運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定									
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算									
料金や実費	料金(待機時間料、積込・取卸料、 附帯業務料)や実費(高速道路利用料、 フェリー利用料等)については、標準的 な運賃に含まれていないため、別途収 受することされています。 運 賃 (運送の役務の対価) + 料 金 (待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料) 実 費 (高速道路利用料、フェリー利用料等)									
燃料サーチャージ	燃料等の上昇によるコストの増加分を 別建て運賃として設定する制度のこと です。 標準的な運賃では、軽油の基準価格を 100円/ℓで設定しています。 燃料 サーチャージ 上昇分 標準的な 運賃 100円/ℓ  標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例 国土交通省告示「標準的な運賃」近畿運輸局 距離別運賃による大型車の計算例 前提条件 ・走行距離:600km(大阪～東京間)<標準的な運賃 171,680 円> ・燃 費:3.3km/ℓ ・燃料価格上昇額 20 円上昇(仮)→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円 計算式 走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)×算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ) =600(km)÷3.3(km/ℓ)×17.5(円/ℓ)=3,182 円(標準的な運賃の約2%)									
運賃、料金の 適用ルール	運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を 補完する事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。 <table><tr><td>割 増</td><td>特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増</td></tr><tr><td>割 引</td><td>長期契約、往復割引</td></tr><tr><td>その他</td><td>割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費 (有料道路、フェリー利用料等)</td></tr></table> 取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定				割 増	特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増	割 引	長期契約、往復割引	その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費 (有料道路、フェリー利用料等)
割 増	特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増									
割 引	長期契約、往復割引									
その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費 (有料道路、フェリー利用料等)									
運賃割増率	特殊車両割増	冷蔵・冷凍車……………2割								
	休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………2割								
	深夜・早朝割増	午後10時から午前5時まで運送した距離……………2割								
待機時間料	車種別 時 間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)					
	30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円					
その他	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。									



「標準的な運賃」にかかる

海上コンテナ輸送の割増率について

【国土交通省 自動車局貨物課長】 令和4年9月7日付、海上コンテナ輸送の

「標準的な運賃」は、働き方改革に対応した労働環境を整えることでドライバー不足を解消し、
継続して安定した輸送力を確保するために必要な運賃を国が示したものです。

割
増
率
通
達

トラックが、これからも暮らしと経済を守るためには
この「標準的な運賃」が必要です

国自貨第 67 号の 2
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること。

海上コンテナ輸送は 特殊な輸送形態です！



令和2年4月、国土交通省によって「標準的な運賃」が告示されましたが、海上コンテナ車両については触れられておりませんでした。

そこで、国土交通省と全国の海上コンテナ輸送事業者によって原価調査を行ない、割増率の算定を行なったところ、令和4年9月7日、国土交通省より「標準的な運賃のトレーラー」(20tクラス)を基にした海コン輸送向け“4割”という割増率が示されました。



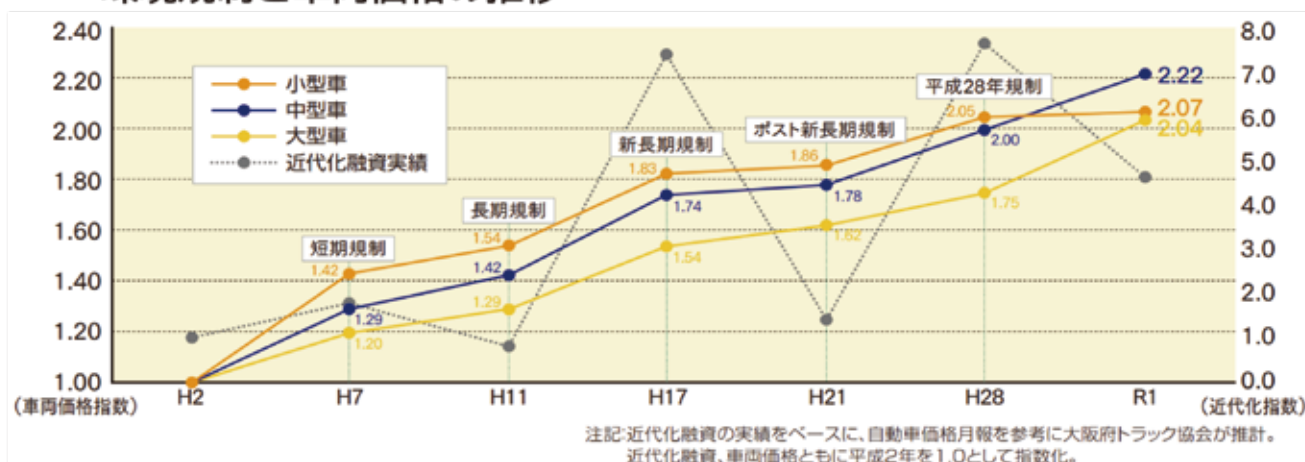
割増となる理由としまして
次のような考え方がございます。

① 車両の原価が高い

海上コンテナ輸送は、トラクタ（ヘッド）車両に加えて、海上コンテナ積載専用シャーシを用意しなければなりませんので、その分車両の原価としては高くなります。

このほか、環境規制のたびに価格が上がり、平成2年当時から2倍以上の価格になっています。また、近年では安全装置の義務付けもあり、運送事業者は早期の買い替えを求められています。

環境規制と車両価格の推移





割増となる各種要因に ご理解をお願いします！

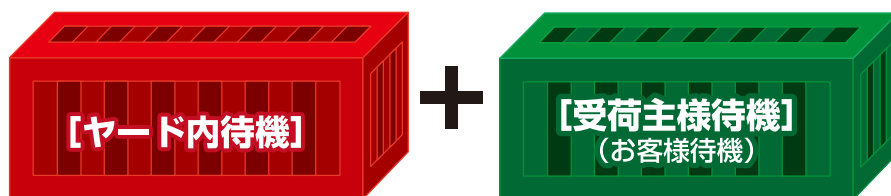
② 待機時間が長い

海上コンテナ輸送では、実入り・空コンテナの搬入、あるいは引取のため、コンテナヤードを活用しておりますが、ヤードに行けばすぐさまコンテナの搬入、引取が行なえるわけではなく、**ヤード前・ヤード内での待機**を余儀なくされる場合があります。



(『夢洲コンテナターミナル前』コンテナ車専用待機場)

海上コンテナ輸送の待機としましては、



といった構図があります。

またコンテナヤードに入場した後も**ヤード内においてコンテナの積み降ろし作業が行なわれますので、その際の拘束時間**も待機時間に含まれます。

〈海上コンテナ積込例〉



ヤード入場後、
所定の位置へ移動



ターミナルオペレーター側の準備が整うまで待機、
準備が整えば積込作業



★改正貨物自動車運送事業法に係る「標準的な運賃」では、**待機時間に応じた料金を、運賃とは別途収受**するものとして、待機時間料が設定されています。

《「標準的な運賃」待機時間料》

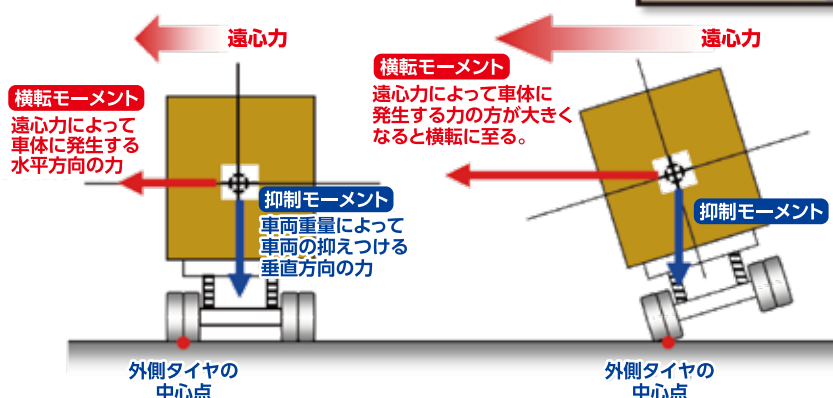
時 間	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	2,220円

③ 平均速度が遅い

海コン車両は非常にデリケート！！

道路状況に応じて**的確な運転・速度**

を選択する必要があります。



(出典：国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議『国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル』より)

そのため**横転防止等、安全配慮義務の観点**からバン車と比較して

平均速度が遅くなります。

〈(例) 平均速度が遅いことに関する考え〉

★「運賃」は「原価」と「利益」で構成されています。

$$\text{運賃} = \text{原価} + \text{利益}$$

※「原価」＝運送にかかる費用

原 価 の 例

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 運行費⇒変動費 | (燃料・油脂費、修理費、タイヤチューブ費、尿素水) |
| ② 通行料 | (高速道路利用料など) |
| ③ 車両費 | (減価償却費、リース料など) |
| ④ 車両の税金 | (自動車取得税、自動車税、自動車重量税) |
| ⑤ 保険料 | (自賠責保険) |
| ⑥ 人件費 | (ドライバー) |
| ⑦ 間接費 | (一般管理費、施設使用料、任意保険、金融費用など) |

☆原価には2種類あります。

○1kmあたりの『変動費』

○1時間あたりの『固定費』

例) 時速80km

…80km進むのに1時間要する

時速70km

…80km進むのに約1.14時間要する

⇒時間に比例し、

原価(固定費)も高くなる。



同じ距離を進む場合であっても
**平均速度が遅いほうが時間がかかりますので、
原価としては高くなります。**



割増となる各種要因に
ご理解をお願いします！

★割増率に20ft/40ftの区別はありません★



「標準的な運賃」においては **20ft・40ft の**
区別はなく、トレーラー（20t クラス）
の『4割増』としております。

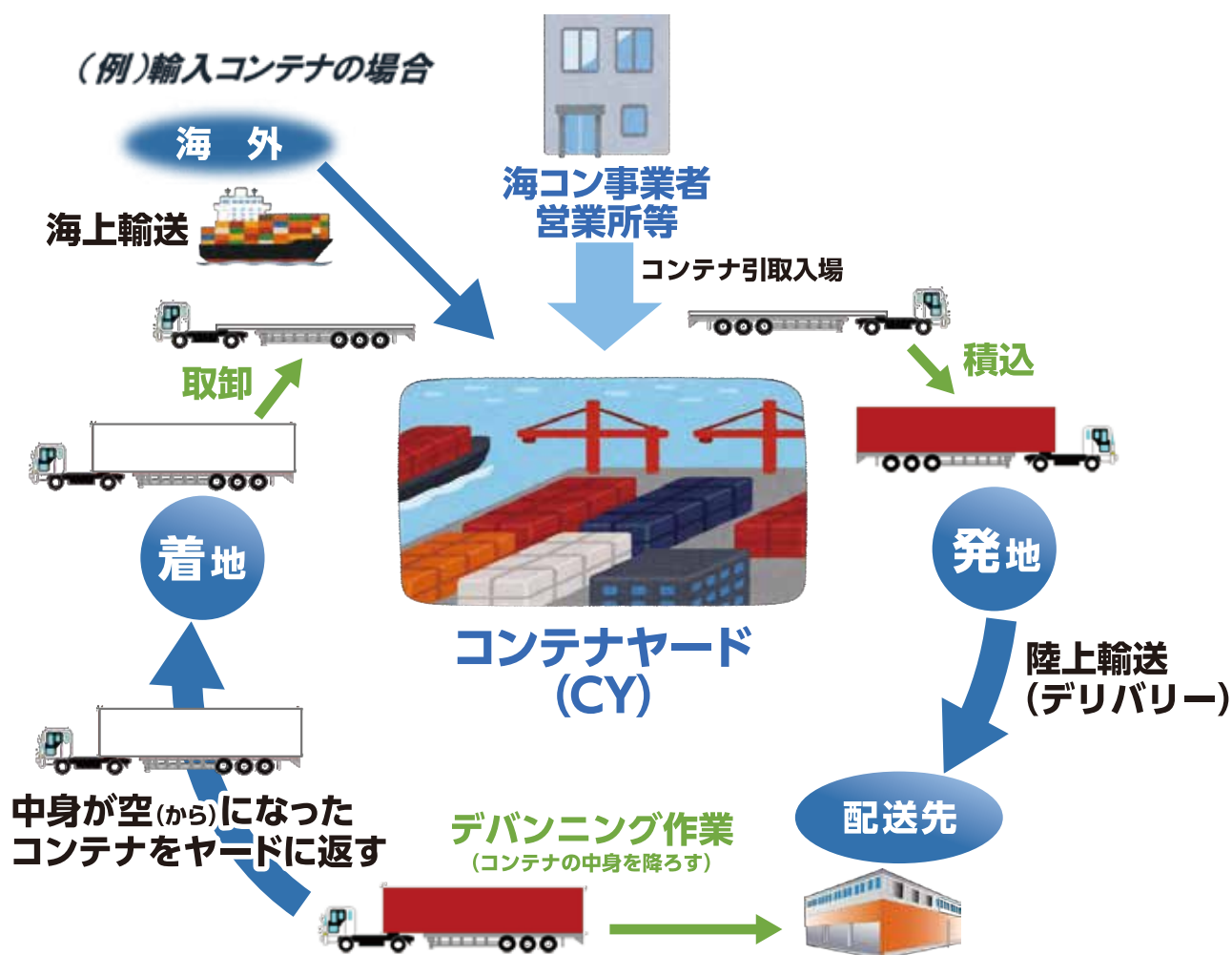
このほかに海上コンテナ輸送の特殊性として

『ラウンド輸送』というものがあります。（P.10～12参照）

ラウンド輸送遂行のためには、一般的な貸切輸送には無い様々な
手段・手配等によって海上コンテナ輸送事業者それぞれが日々工
夫を重ねており、そのためにも

『標準的な運賃』+海コン輸送事業者向けの割増
が必要です。





ひとくちに「トラック輸送」といっても様々ですが発地で積み込んだ、荷物(貨物)を、着地(配送先)まで運ぶ行為がいわゆる一般的な貸切輸送です。

一方で、海上コンテナについては『コンテナそのものが貨物』になります。『海上コンテナだけが積み込める専用シャーシ(台車)』に積み込んだ実入コンテナは、配送先への輸送を終えたあと、コンテナを元のコンテナヤードまで返す必要があるため、発地も着地も同じコンテナヤードとなることが、一般的なトラック輸送と異なる特徴です。このような輸送形態のことを【ラウンド輸送】といいます。

(参考例) …大阪夢洲で積み込み、高槻の受荷主様でデバンニングする場合…

大阪夢洲

40km

高槻

「標準的な運賃」と通達された割増率における
考えに基づく、デバンニング先までの
40km のところで算定します。

≪(例) 一般的なトラック輸送≫

発地(積込)



配送センター・工場等



着地(取卸)



小売店等一般消費地

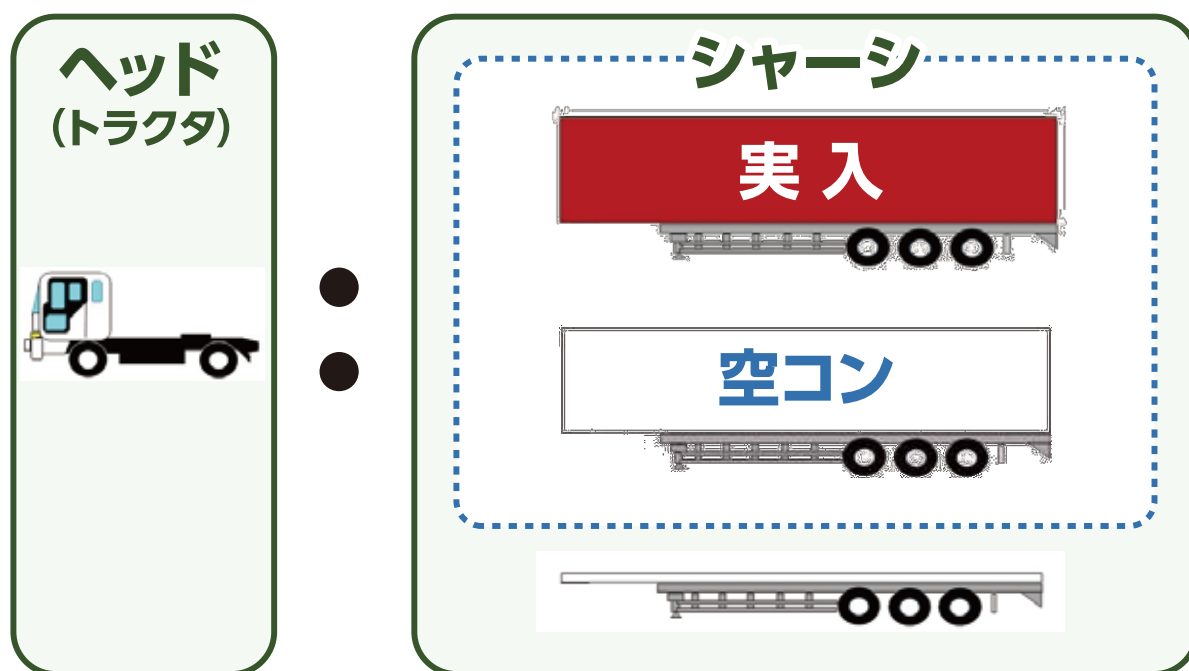


特徴

ラウンド輸送形態においては
シャーシの複数保有が必須です

海上コンテナ輸送は先程申し上げた『ラウンド輸送』という形態をとりますが、荷主の指定時間やコンテナヤードの滞留の発生等を考えると、複数台のコンテナ専用シャーシの用意が必要です。

そのため、ヘッド1:シャーシ1ではなく、



ヘッド:シャーシ
1 : 3

の比率で用意することが、海コン輸送では必要といわれています。

基本的にコンテナは…

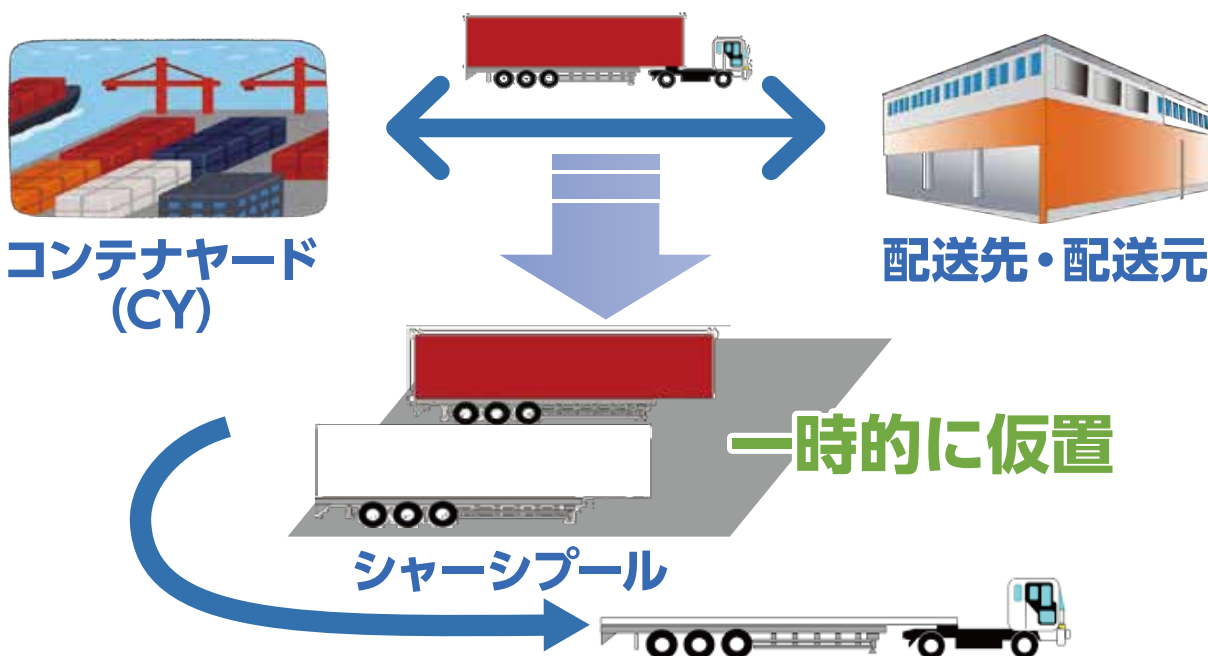
●**中身がある (実入)** ○**中身がない (空)**

の2種類です。

一方で、コンテナを積載していない状態のシャーシを用意することにより、実入と空が出払っているときでも対応することができます。



海上コンテナ輸送では複数台の専用シャーシが必要であることを説明しましたが、それら専用シャーシを港頭地区の埠頭の後背地に仮置きしておくには貨物自動車運送事業の許可をとる際の認可車庫とは別に
○一時的に海コンシャーシを仮置きしておくためのスペースを用意しておく必要があります。
このように一時的に仮置きしておくためのスペースを『シャーシプール』といいます。(コンテナ車専用の駐車場)



切り離しが済めば、別のシャーシに繋いだり、あるいはヘッドだけにしたり等、別の運用に向かいます。

⇒このような効率的な運用を図るには、コンテナ車の仮置場である『シャーシプール』を用意する必要があり、その賃貸借料金も負担しております。



1 枠あたりのシャーシプール使用料金例				
広さ	料金	月額使用料	消費税	保証金 (使用料の3ヵ月分)
3.5m×40m		¥110,000	¥11,000	¥363,000
3.5m×38m		¥100,000	¥10,000	¥330,000
3.5m×13m		¥40,000	¥4,000	¥132,000

(出典：『大阪港埠頭ターミナル(株) 北港白津シャーシプール』より)

**各運輸局等別
令和2年4月国土交通省告示
「標準的な運賃」トレーラー(20tクラス)**

・

**海上コンテナ輸送割増率
適用後参考値**

◎距離制運賃◎

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎近畿運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	25,860	→	36,204	⇒	36,500
20km	29,290	→	41,006	⇒	41,500
30km	32,710	→	45,794	⇒	46,000
40km	36,140	→	50,596	⇒	51,000
50km	39,570	→	55,398	⇒	55,500
60km	43,000	→	60,200	⇒	60,500
70km	46,430	→	65,002	⇒	65,500
80km	49,860	→	69,804	⇒	70,000
90km	53,290	→	74,606	⇒	75,000
100km	56,720	→	79,408	⇒	79,500
110km	60,040	→	84,056	⇒	84,500
120km	63,360	→	88,704	⇒	89,000
130km	66,690	→	93,366	⇒	93,500
140km	70,010	→	98,014	⇒	98,500
150km	73,330	→	102,662	⇒	103,000
160km	76,660	→	107,324	⇒	107,500
170km	79,980	→	111,972	⇒	112,000
180km	83,300	→	116,620	⇒	117,000
190km	86,620	→	121,268	⇒	121,500
200km	89,950	→	125,930	⇒	126,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,550		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	16,370		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎北海道運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	23,280	→	32,592	⇒	33,000
20km	26,500	→	37,100	⇒	37,500
30km	29,710	→	41,594	⇒	42,000
40km	32,930	→	46,102	⇒	46,500
50km	36,150	→	50,610	⇒	51,000
60km	39,370	→	55,118	⇒	55,500
70km	42,580	→	59,612	⇒	60,000
80km	45,800	→	64,120	⇒	64,500
90km	49,020	→	68,628	⇒	69,000
100km	52,240	→	73,136	⇒	73,500
110km	55,340	→	77,476	⇒	77,500
120km	58,440	→	81,816	⇒	82,000
130km	61,550	→	86,170	⇒	86,500
140km	64,650	→	90,510	⇒	91,000
150km	67,760	→	94,864	⇒	95,000
160km	70,860	→	99,204	⇒	99,500
170km	73,970	→	103,558	⇒	104,000
180km	77,070	→	107,898	⇒	108,000
190km	80,170	→	112,238	⇒	112,500
200km	83,280	→	116,592	⇒	117,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,110		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	15,270		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎東北運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	➡	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	22,600	➡	31,640	⇒	32,000
20km	25,760	➡	36,064	⇒	36,500
30km	28,920	➡	40,488	⇒	40,500
40km	32,080	➡	44,912	⇒	45,000
50km	35,240	➡	49,336	⇒	49,500
60km	38,400	➡	53,760	⇒	54,000
70km	41,560	➡	58,184	⇒	58,500
80km	44,720	➡	62,608	⇒	63,000
90km	47,870	➡	67,018	⇒	67,500
100km	51,030	➡	71,442	⇒	71,500
110km	54,080	➡	75,712	⇒	76,000
120km	57,120	➡	79,968	⇒	80,000
130km	60,170	➡	84,238	⇒	84,500
140km	63,210	➡	88,494	⇒	88,500
150km	66,260	➡	92,764	⇒	93,000
160km	69,300	➡	97,020	⇒	97,500
170km	72,350	➡	101,290	⇒	101,500
180km	75,390	➡	105,546	⇒	106,000
190km	78,440	➡	109,816	⇒	110,000
200km	81,480	➡	114,072	⇒	114,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	5,990		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	14,970		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎関東運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	27,940	→	39,116	⇒	39,500
20km	31,550	→	44,170	⇒	44,500
30km	35,160	→	49,224	⇒	49,500
40km	38,770	→	54,278	⇒	54,500
50km	42,380	→	59,332	⇒	59,500
60km	45,990	→	64,386	⇒	64,500
70km	49,600	→	69,440	⇒	69,500
80km	53,200	→	74,480	⇒	74,500
90km	56,810	→	79,534	⇒	80,000
100km	60,420	→	84,588	⇒	85,000
110km	63,930	→	89,502	⇒	90,000
120km	67,430	→	94,402	⇒	94,500
130km	70,940	→	99,316	⇒	99,500
140km	74,440	→	104,216	⇒	104,500
150km	77,950	→	109,130	⇒	109,500
160km	81,450	→	114,030	⇒	114,500
170km	84,960	→	118,944	⇒	119,000
180km	88,460	→	123,844	⇒	124,000
190km	91,970	→	128,758	⇒	129,000
200km	95,470	→	133,658	⇒	134,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,910		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	17,280		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎北陸信越運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	➡	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	23,360	➡	32,704	⇒	33,000
20km	26,580	➡	37,212	⇒	37,500
30km	29,800	➡	41,720	⇒	42,000
40km	33,020	➡	46,228	⇒	46,500
50km	36,240	➡	50,736	⇒	51,000
60km	39,460	➡	55,244	⇒	55,500
70km	42,690	➡	59,766	⇒	60,000
80km	45,910	➡	64,274	⇒	64,500
90km	49,130	➡	68,782	⇒	69,000
100km	52,350	➡	73,290	⇒	73,500
110km	55,460	➡	77,644	⇒	78,000
120km	58,570	➡	81,998	⇒	82,000
130km	61,680	➡	86,352	⇒	86,500
140km	64,790	➡	90,706	⇒	91,000
150km	67,900	➡	95,060	⇒	95,500
160km	71,010	➡	99,414	⇒	99,500
170km	74,120	➡	103,768	⇒	104,000
180km	77,220	➡	108,108	⇒	108,500
190km	80,330	➡	112,462	⇒	112,500
200km	83,440	➡	116,816	⇒	117,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,120		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	15,290		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎中部運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	25,850	→	36,190	⇒	36,500
20km	29,270	→	40,978	⇒	41,000
30km	32,690	→	45,766	⇒	46,000
40km	36,110	→	50,554	⇒	51,000
50km	39,530	→	55,342	⇒	55,500
60km	42,950	→	60,130	⇒	60,500
70km	46,370	→	64,918	⇒	65,000
80km	49,790	→	69,706	⇒	70,000
90km	53,210	→	74,494	⇒	74,500
100km	56,630	→	79,282	⇒	79,500
110km	59,950	→	83,930	⇒	84,000
120km	63,270	→	88,578	⇒	89,000
130km	66,580	→	93,212	⇒	93,500
140km	69,900	→	97,860	⇒	98,000
150km	73,220	→	102,508	⇒	103,000
160km	76,540	→	107,156	⇒	107,500
170km	79,850	→	111,790	⇒	112,000
180km	83,170	→	116,438	⇒	116,500
190km	86,490	→	121,086	⇒	121,500
200km	89,810	→	125,734	⇒	126,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,540		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	16,340		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎中国運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	➡	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	23,980	➡	33,572	⇒	34,000
20km	27,260	➡	38,164	⇒	38,500
30km	30,530	➡	42,742	⇒	43,000
40km	33,800	➡	47,320	⇒	47,500
50km	37,070	➡	51,898	⇒	52,000
60km	40,340	➡	56,476	⇒	56,500
70km	43,610	➡	61,054	⇒	61,500
80km	46,880	➡	65,632	⇒	66,000
90km	50,150	➡	70,210	⇒	70,500
100km	53,420	➡	74,788	⇒	75,000
110km	56,580	➡	79,212	⇒	79,500
120km	59,740	➡	83,636	⇒	84,000
130km	62,910	➡	88,074	⇒	88,500
140km	66,070	➡	92,498	⇒	92,500
150km	69,230	➡	96,922	⇒	97,000
160km	72,390	➡	101,346	⇒	101,500
170km	75,550	➡	105,770	⇒	106,000
180km	78,710	➡	110,194	⇒	110,500
190km	81,870	➡	114,618	⇒	115,000
200km	85,030	➡	119,042	⇒	119,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,220		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	15,560		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎四国運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	➡	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	22,990	➡	32,186	⇒	32,500
20km	26,180	➡	36,652	⇒	37,000
30km	29,370	➡	41,118	⇒	41,500
40km	32,560	➡	45,584	⇒	46,000
50km	35,750	➡	50,050	⇒	50,500
60km	38,940	➡	54,516	⇒	55,000
70km	42,130	➡	58,982	⇒	59,000
80km	45,320	➡	63,448	⇒	63,500
90km	48,510	➡	67,914	⇒	68,000
100km	51,700	➡	72,380	⇒	72,500
110km	54,770	➡	76,678	⇒	77,000
120km	57,850	➡	80,990	⇒	81,000
130km	60,930	➡	85,302	⇒	85,500
140km	64,000	➡	89,600	⇒	90,000
150km	67,080	➡	93,912	⇒	94,000
160km	70,160	➡	98,224	⇒	98,500
170km	73,230	➡	102,522	⇒	103,000
180km	76,310	➡	106,834	⇒	107,000
190km	79,390	➡	111,146	⇒	111,500
200km	82,470	➡	115,458	⇒	115,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,050		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	15,130		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎九州運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	➡	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
10km	23,040	➡	32,256	⇒	32,500
20km	26,230	➡	36,722	⇒	37,000
30km	29,410	➡	41,174	⇒	41,500
40km	32,600	➡	45,640	⇒	46,000
50km	35,790	➡	50,106	⇒	50,500
60km	38,980	➡	54,572	⇒	55,000
70km	42,160	➡	59,024	⇒	59,500
80km	45,350	➡	63,490	⇒	63,500
90km	48,540	➡	67,956	⇒	68,000
100km	51,720	➡	72,408	⇒	72,500
110km	54,800	➡	76,720	⇒	77,000
120km	57,880	➡	81,032	⇒	81,500
130km	60,960	➡	85,344	⇒	85,500
140km	64,030	➡	89,642	⇒	90,000
150km	67,110	➡	93,954	⇒	94,000
160km	70,190	➡	98,266	⇒	98,500
170km	73,260	➡	102,564	⇒	103,000
180km	76,340	➡	106,876	⇒	107,000
190km	79,420	➡	111,188	⇒	111,500
200km	82,500	➡	115,500	⇒	116,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	6,050		※2		※2
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	15,140		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20tクラス)	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
5km	19,900	→	27,860	⇒	28,000
10km	21,430	→	30,002	⇒	30,500
20km	24,500	→	34,300	⇒	34,500
30km	27,560	→	38,584	⇒	39,000
40km	30,620	→	42,868	⇒	43,000
50km	33,680	→	47,152	⇒	47,500
60km	36,740	→	51,436	⇒	51,500
70km	39,800	→	55,720	⇒	56,000
80km	42,860	→	60,004	⇒	60,500
90km	45,920	→	64,288	⇒	64,500
100km	48,980	→	68,572	⇒	69,000
110km	51,930	→	72,702	⇒	73,000
120km	54,870	→	76,818	⇒	77,000
130km	57,820	→	80,948	⇒	81,000
140km	60,770	→	85,078	⇒	85,500
150km	63,710	→	89,194	⇒	89,500
160km	66,660	→	93,324	⇒	93,500
170km	69,600	→	97,440	⇒	97,500
180km	72,550	→	101,570	⇒	102,000
190km	75,490	→	105,686	⇒	106,000
200km	78,440	→	109,816	⇒	110,000
200kmを超えて10km を増すごとに加算する 金額	2,890		※2		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」距離制運賃における
海コン割増率適用後各運輸局等別参考値

	近畿	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	中国	四国	九州	沖縄
5km										27,860
10km	36,204 100%	32,592 90.0%	31,640 87.4%	39,116 108.0%	32,704 90.3%	36,190 100.0%	33,572 92.7%	32,186 88.9%	32,256 89.1%	30,002 82.9%
20km	41,006 100%	37,100 90.5%	36,064 87.9%	44,170 107.7%	37,212 90.7%	40,978 99.9%	38,164 93.1%	36,652 89.4%	36,722 89.6%	34,300 83.6%
30km	45,794 100%	41,594 90.8%	40,488 88.4%	49,224 107.5%	41,720 91.1%	45,766 99.9%	42,742 93.3%	41,118 89.8%	41,174 89.9%	38,584 84.3%
40km	50,596 100%	46,102 91.1%	44,912 88.8%	54,278 107.3%	46,228 91.4%	50,554 99.9%	47,320 93.5%	45,584 90.1%	45,640 90.2%	42,868 84.7%
50km	55,398 100%	50,610 91.4%	49,336 89.1%	59,332 107.1%	50,736 91.6%	55,342 99.9%	51,898 93.7%	50,050 90.3%	50,106 90.4%	47,152 85.1%
60km	60,200 100%	55,118 91.6%	53,760 89.3%	64,386 107.0%	55,244 91.8%	60,130 99.9%	56,476 93.8%	54,516 90.6%	54,572 90.7%	51,436 85.4%
70km	65,002 100%	59,612 91.7%	58,184 89.5%	69,440 106.8%	59,766 91.9%	64,918 99.9%	61,054 93.9%	58,982 90.7%	59,024 90.8%	55,720 85.7%
80km	69,804 100%	64,120 91.9%	62,608 89.7%	74,480 106.7%	64,274 92.1%	69,706 99.9%	65,632 94.0%	63,448 90.9%	63,490 91.0%	60,004 86.0%
90km	74,606 100%	68,628 92.0%	67,018 89.8%	79,534 106.6%	68,782 92.2%	74,494 99.8%	70,210 94.1%	67,914 91.0%	67,956 91.1%	64,288 86.2%
100km	79,408 100%	73,136 92.1%	71,442 90.0%	84,588 106.5%	73,290 92.3%	79,282 99.8%	74,788 94.2%	72,380 91.1%	72,408 91.2%	68,572 86.4%
110km	84,056 100%	77,476 92.2%	75,712 90.1%	89,502 106.5%	77,644 92.4%	83,930 99.9%	79,212 94.2%	76,678 91.2%	76,720 91.3%	72,702 86.5%
120km	88,704 100%	81,816 92.2%	79,968 90.2%	94,402 106.4%	81,998 92.4%	88,578 99.9%	83,636 94.3%	80,990 91.3%	81,032 91.4%	76,818 86.6%
130km	93,366 100%	86,170 92.3%	84,238 90.2%	99,316 106.4%	86,352 92.5%	93,212 99.8%	88,074 94.3%	85,302 91.4%	85,344 91.4%	80,948 86.7%
140km	98,014 100%	90,510 92.3%	88,494 90.3%	104,216 106.3%	90,706 92.5%	97,860 99.8%	92,498 94.4%	89,600 91.4%	89,642 91.5%	85,078 86.8%
150km	102,662 100%	94,864 92.4%	92,764 90.4%	109,130 106.3%	95,060 92.6%	102,508 99.8%	96,922 94.4%	93,912 91.5%	93,954 91.5%	89,194 86.9%
160km	107,324 100%	99,204 92.4%	97,020 90.4%	114,030 106.2%	99,414 92.6%	107,156 99.8%	101,346 94.4%	98,224 91.5%	98,266 91.6%	93,324 87.0%
170km	111,972 100%	103,558 92.5%	101,290 90.5%	118,944 106.2%	103,768 92.7%	111,790 99.8%	105,770 94.5%	102,522 91.6%	102,564 91.6%	97,440 87.0%
180km	116,620 100%	107,898 92.5%	105,546 90.5%	123,844 106.2%	108,108 92.7%	116,438 99.8%	110,194 94.5%	106,834 91.6%	106,876 91.6%	101,570 87.1%
190km	121,268 100%	112,238 92.6%	109,816 90.6%	128,758 106.2%	112,462 92.7%	121,086 99.8%	114,618 94.5%	111,146 91.7%	111,188 91.7%	105,686 87.2%
200km	125,930 100%	116,592 92.6%	114,072 90.6%	133,658 106.1%	116,816 92.8%	125,734 99.8%	119,042 94.5%	115,458 91.7%	115,500 91.7%	109,816 87.2%

**各運輸局等別
令和2年4月国土交通省告示
「標準的な運賃」トレーラー(20tクラス)**

・

**海上コンテナ輸送割増率
適用後参考値**

◎時間制運賃◎

令和2年4月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎時間制運賃表

(単位:円)

種別			車種別	「標準的な運賃」	→	4割増運賃	⇒	※1 4割増運賃 (端数処理後の参考値)
			局 別	トレーラー (20tクラス)				
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	61,290	→	85,806	⇒	86,000
			東北	59,670	→	83,538	⇒	84,000
			関東	72,440	→	101,416	⇒	101,500
			北陸信越	61,470	→	86,058	⇒	86,500
			中部	67,370	→	94,318	⇒	94,500
			近畿	67,430	→	94,402	⇒	94,500
			中国	62,950	→	88,130	⇒	88,500
			四国	60,590	→	84,826	⇒	85,000
			九州	60,680	→	84,952	⇒	85,000
			沖縄	56,880	→	79,632	⇒	80,000
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	36,780	→	51,492	⇒	51,500
			東北	35,800	→	50,120	⇒	50,500
			関東	43,460	→	60,844	⇒	61,000
			北陸信越	36,880	→	51,632	⇒	52,000
			中部	40,420	→	56,588	⇒	57,000
			近畿	40,460	→	56,644	⇒	57,000
			中国	37,770	→	52,878	⇒	53,000
			四国	36,350	→	50,890	⇒	51,000
			九州	36,410	→	50,974	⇒	51,000
			沖縄	34,130	→	47,782	⇒	48,000
加算額		基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	710		※2		※2
			東北	710				
			関東	710				
			北陸信越	710				
			中部	710				
			近畿	710				
			中国	710				
			四国	710				
			九州	710				
			沖縄	710				
		基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	3,780		※2		※2
			東北	3,600				
			関東	5,060				
			北陸信越	3,820				
			中部	4,550				
			近畿	4,510				
			中国	4,000				
			四国	3,730				
			九州	3,770				
			沖縄	3,300				

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「は数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

貸切運賃料金適用方(参考例)

I. 距離制運賃料金適用方

〈適用する運送〉

- ① この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

〈特殊運賃との関係〉

- ② この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

〈運賃料金計算の基本〉

- ③ (1) 運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

〈運賃計算の方法〉

- ④ (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上下それぞれ 10% の範囲内で計算します。なお、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10% の範囲内で計算します。

〈端数の処理〉

- ⑤ 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
(2) 計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

〈キロ程の計算〉

- ⑥ 運送距離は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

〈割増率及び割引率の重複する場合の計算〉

- ⑦ 2 種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

〈個建契約運賃〉

- ⑧ 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1 回の出荷量が基準車両の積載可能個数の 60%以上ある場合に限り、

なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ① 単一品目であること

② 荷姿が一定していること

③ 1 個の重量又は容積が一定していること

(2) { 基準車両 (運賃計算の対象となる車両) による基準運賃 }

÷ { (当該貨物の基準車両積載可能個数) × 70% }

〈特殊車両割増〉

- ⑨ 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃 × 0.2 により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

〈休日割増〉

- ⑩ 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2

〈深夜・早朝割増〉

- ⑪ 深夜・早朝割増の適用時間(午後 10 時から午前 5 時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2

〈品目別割増〉

- ⑫ 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1 車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

〈特大品割増〉

- ⑬ 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

〈悪路割増〉

- ⑭ 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

〈冬期割増〉

- ⑮ 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

〈地区割増料〉

- ⑯ 貨物の発地又は着地が、別添 1 の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

〈長期契約割引〉

- ⑰ 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

〈往復貨物の割引〉

- ⑱ 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

〈待機時間料〉

- ⑲ 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間(貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。)が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

〈消費税及び地方消費税の加算方法〉

- ⑳ (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

〈実費〉

- ㉑ 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

〈計算の順序〉

- ㉒ 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
 - ② 割増率及び割引率の適用の計算
 - ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
 - ④ ㉓による運賃の端数処理
 - ⑤ 諸料金(端数処理を含む。)の計算
 - ⑥ ㉒による加算の計算
 - ⑦ 実費の計算

〈その他〉

- ㉓ この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ．時間制運賃料金適用方

〈運賃料金計算の基本〉

- ① この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
- ② この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

〈走行キロ及び時間の計算〉

- ③ 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

〈従業員〉

- ④ 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

〈距離制運賃料金適用方の準用〉

- ⑤ 距離制運賃料金適用方の①（適用する運送）、②（特殊運賃との関係）、④（運賃計算の方法）、⑤（端数の処理）、⑦（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、⑨から⑮まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、⑲から⑳まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

○運賃割増率

1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械, 電子計算機等精密機器 及びその部品 2. 宮, みこし, 仏壇, 神仏像 3. ピアノ, その他楽器類及びその部品 又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の 約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束 による。ただし特定毒物 については, 5割以上の 臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の 約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物, 生きた動物, 鮮魚介類	2割
	2. 屍 体	5割
汚 わ い 品	生さなご, 骨の類, ぼうこう, あま皮, うろこ, 内 臓, 塵芥等の廃棄物, し尿	4割
貴重品, 高価品	貨幣, 証券類, 貴金属その他高価品で標準貨物 自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の 約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの。 重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態 において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上と なるもの。	3割以上の臨時の 約束による。
---	--------------------

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所 ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・ 富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の 全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち 北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・ 二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち 会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・ 大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち 高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

5. 地区割増料

地 域 \ 車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、 船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、 名古屋市、京都市、東大阪市、 堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、 広島市、北九州市、福岡市、熊本市、 鹿児島市	545円	745円	1,040円	1,355円

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは
「20t車まで」の各「上限値・下限値(H11年)の平均値」を算出

I . 距離制運賃料金適用方

⑨特殊車両割増の別表

※告示に規定される冷蔵・冷凍車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

特 殊 車 両	割増率
海上コンテナ車両	4割



港は世界の玄関口

我が国の貿易は、

※「国土交通省：港湾統計/統計調査（令和2年）」における貿易貨物取扱量より算出

港湾貨物が **99.9%[※]** 担っております。

海は世界へと繋がる懸け橋、港は世界からの玄関口で、
日本から世界への輸出、あるいは世界から日本へと輸入するモノは

**必ずと言っていいほど港を通り、港から皆さまのもとに
私たち海上コンテナ輸送事業者がお届けします。**

皆さまの応援をよろしくお願いいたします！

